

## 社会福祉法人氷見市社会福祉協議会役員等報酬に関する規程

(平成29年6月29日施行)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人氷見市社会福祉協議会（以下本会という。）の定款第10条及び第25条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等がその職務のため理事会、監事会、評議員会、法人運営の会議等へ出席したときは報酬を支給する。

2 第1項の規定に関わらず、常勤役員で使用人としての立場を有する者に対しては報酬を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 本会の全理事の報酬総額は、年間40万円以内とする。

2 本会の全監事の報酬総額は、年間5万円以内とする。

3 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

4 役員等の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が理事会・監事会・評議員会へ出席した時の旅費は報酬に含むものとする。また、出張したときは、別に定める旅費規定に基づき、旅費を支給する。

(報酬の支給日)

第6条 役員等の報酬は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は通貨を持って本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月29日から施行する。

別表 役員等の報酬の額

役職名	報酬の額
常勤役員	該当者なし(使用人としての給与が支給される者を除く)
非常勤役員	出席の都度(1人一律) 理事 5,000円 監事 5,000円
評議員	出席の都度(1人一律) 5,000円